



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

資料 8

# 文部科学省における対策

平成28年3月24日

文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課

# 文部科学省におけるアレルギー疾患対応の取組

平成26年3月に取りまとめられた「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議」の最終報告書を受けて、国等において以下の事業を実施

## 給食関係者向けの指針の作成（文科省）

### ◇概要

学校や調理場での食物アレルギー対応給食の提供に当たり、押さえるべき基本的事項をまとめた資料を作成

### ◇検討内容等

- 基本的考え方 ○食物アレルギー対応委員会
- 面談調書、対応食確認表
- 献立作成の留意事項
- 調理指示書、作業工程表、作業動線図
- 配膳確認表、受け渡し確認表 等

- ・ガイドラインの要約版の作成
- ・研修用DVDの作成（日本学校保健会）

### ◇ガイドラインの要約版

平成20年「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」の要約版として、緊急時の対応を含めて、教職員が容易に理解しやすい、すぐ見やすく使える図解入りの簡潔な資料を作成

### ◇研修用DVD

校内研修や行政が開催する各研修会の充実に資するよう、研修用教材（DVD）を作成

平成27年3月に、全国の国公私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に配付

## 【周知】 学校等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会(文科省)

### ◇概要

- 平成22年度から全国6か所を対象に講習会を実施  
※平成26年度からは、特に学校管理職の参加を促すとともに、開催地を全国6か所から10か所に拡大した上で開催
- 平成27年度開催地 山梨(7/31)、茨城(8/21)、福岡(8/28)、岩手(9/4)、長野(9/11)、新潟(10/9)、青森(10/16)、広島(11/13)、長崎(11/17)、東京(1/25)

# 学校におけるアレルギー疾患対応の三つの柱

## ■ アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有

- ・「ガイドライン」、特に「学校生活管理指導表（医師の診断）」  
活用の徹底

## ■ 日常の取組と事故予防

- ・学校生活管理指導表の「学校生活上の留意点」を踏まえた  
日常の取組
- ・組織対応による事故予防

## ■ 緊急時の対応

- ・研修会・訓練等の実施
- ・体制の整備

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）		学校生活上の留意点	
名前	男・女 平成 年 月 日生（ 歳）	学校	年 級
<b>アレルギー（あり/なし）</b> アナフィラキシー（あり/なし） アレルギー（あり/なし）	<b>病型・治療</b> A. 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載） 1. 卵アレルギー 2. 牛乳アレルギー 3. 小麦アレルギー 4. 大豆アレルギー 5. 魚介類アレルギー 6. その他 B. アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載） 1. 食物（果物） 2. 薬剤 3. 昆虫咬傷 4. その他 C. 薬剤アレルギー病型 1. 抗生剤 2. 鎮痛剤 3. その他 D. 喘息 1. 喘息 2. アレルゲン 3. その他 E. その他	<b>学校生活上の留意点</b> A. 給食 1. 管理栄養士 2. 保護者と相談し決定 B. 部活動・体育・校外活動 1. 部活動 2. 保護者と相談し決定 C. 運動（体育・部活動等） 1. 管理栄養士 2. 保護者と相談し決定 3. 緊急時対応の体制 D. 緊急時対応の体制 1. 保護者と相談し決定 2. 緊急時対応の体制 E. その他	<b>医師の診断</b> 記載日 年 月 日 医師名 所属機関名

●学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員で共有することとなります。

1. 同意する  
2. 同意しない 保護者署名： \_\_\_\_\_



# アレルギー疾患の対応推進体制

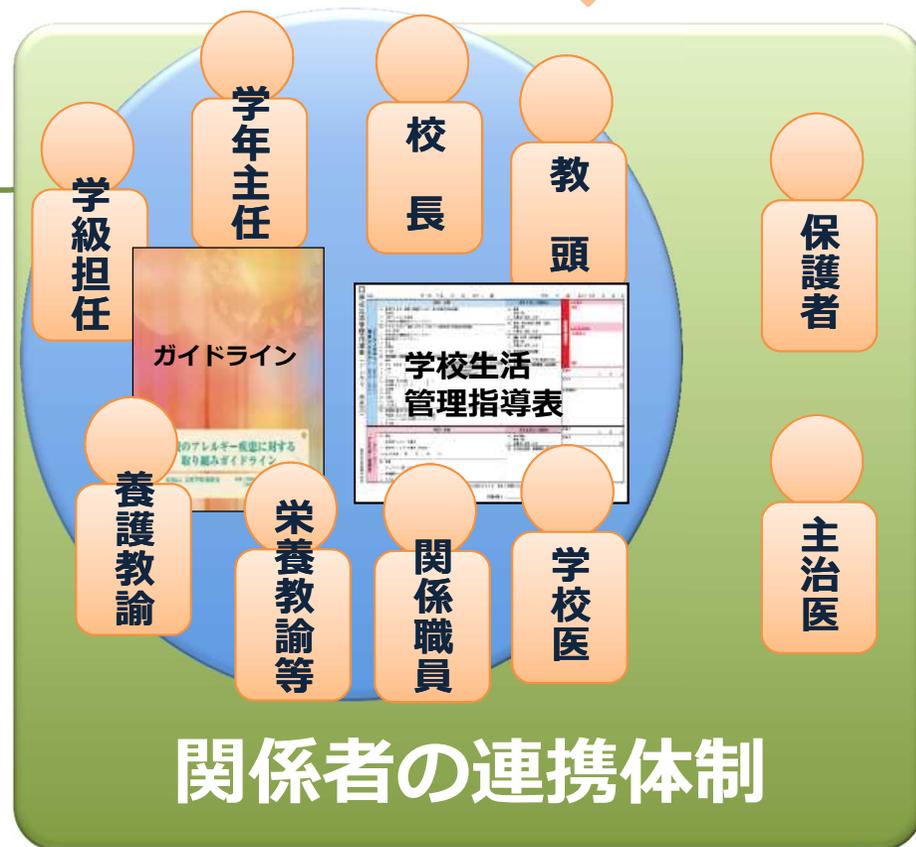
都道府県・市区町村教育委員会  
の役割

対応の指針  
指導・支援

対応状況  
報告

学校での対応

- ① アレルギー対応委員会の設置
- ② 全教職員で対応
- ③ 疾患の理解に向けての研修会・緊急時の実践的な研修の実施



# ＜教職員の自己注射薬使用に関する医師法の解釈＞

平成25年11月

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課  
厚生労働省医政局医事課

25ス学健第17号

平成25年11月13日

医政医発1127第1号

平成25年11月27日

厚生労働省医政局医事課長 殿

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長 殿

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長

大 路 正



厚生労働省医政局医事課長



医師法第17条の解釈について（照会）

医師法第17条の解釈について（回答）

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御回答くださるようお願い申し上げます。

平成25年11月13日付け25ス学健第17号をもって照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。

記

記

学校現場等で児童生徒がアナフィラキシーショックに陥り生命が危険な状態である場合に、救命の現場に居合わせた教職員が自己注射薬（「エピペン®」）を自ら注射ができない本人に代わって注射する場合は想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、公益財団法人日本学校保健会発行、文部科学省監修の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（平成20年3月31日）において示している内容に即して教職員が注射を行うものであれば、医師法違反とはならないと解してよろしいか。

貴見のとおり。